

## 犯罪被害者等早期援助団体に対する被害者情報の提供要領（例規甲）

〔令和元年9月26日  
兵警務例規甲第20号〕

犯罪被害者等早期援助団体に対する被害者情報の提供要領を下記のように定め、令和元年10月1日から実施する。

### 記

#### 1 目的

この要領は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第23条第4項の規定に基づく犯罪被害者等早期援助団体（同条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体をいう。以下「早期援助団体」という。）への被害者等の情報を提供するための要領を定めることにより、早期援助団体による被害者等への各種支援活動が被害発生後の早い段階から円滑に行われるようにするとともに、被害者等が自らの被害を繰り返し説明すること等による二次被害を防止することを目的とする。

#### 2 定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 被害者等 被害者支援実施要領（平成13年兵警務例規第12号）第3に規定する被害者支援対象事件の被害者又はその遺族をいう。
- (2) 被害者情報 被害者等の氏名及び住所その他当該被害の概要に関する情報をいう。

#### 3 被害者情報の提供要領

##### (1) 事前説明の実施

交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、被害者等を認めた場合において、早期援助団体から当該被害者情報の提供の求めがあり、かつ、当該被害者等に対する早期援助団体による支援の必要があると認めるときは、被害者等に次の事項を事前に説明した上で、早期援助団体による支援の希望の有無を確認すること。この場合において、被害者等が未成年のときは、原則として、その保護者に説明及び確認を行うこと。

ア 早期援助団体が、公安委員会から公的認証を与えられた民間の犯罪被害者等支援団体であり、役員及び職員に守秘義務が課せられていること。

イ 早期援助団体が提供し得る具体的な支援内容

ウ 被害者等に関する情報を早期援助団体に提供する理由

エ 早期援助団体の支援体制などの事情により、必ずしも希望通りの支援が受けられない場合があること。

##### (2) 同意書の徴取

警察署長等は、被害者等が早期援助団体による支援を希望したときは、被害者情報の早期援助団体への提供について当該被害者等から同意を得た上、警務部長が定める様式の同意書を徴するものとする。ただし、当該被害者等が負傷その他の理由により同意書を作成することができない特別な理由があるときは、この限りでない。

### (3) 警務課長への送付

警察署長等は、前記(2)の規定により被害者等の同意を得たときは、提供する被害者情報の範囲を検討した上、被害者支援管理システム（地域安全総合対策システムによる対象業務の一つであって、被害者支援に関する各種データの管理及び運用をするシステムをいう。）により警務部長が定める様式の被害者情報提供簿を作成し、その写しを警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に送付するものとする。この場合において、前記(2)ただし書きの理由により同意書を徴することができなかつたときは、被害者情報提供簿によりその状況を明らかにしておくこと。

### (4) 被害者情報の提供

警務課長は、前記(3)の規定による送付を受けたときは、提供する被害者情報の範囲について警察署長等と協議した上、速やかに早期援助団体の役員又は職員のうち、法第23条第2項第2号若しくは第4号に規定する事業の実施を統括管理するもの又はその指定するものに対し、当該被害者情報を提供するものとする。

## 4 早期援助団体における支援状況の把握

(1) 警察署長等は、被害者支援を実施するに当たって必要があるときは、警務課長を通じて早期援助団体へ当該被害者に対する支援の状況について照会することができる。

(2) 警務課長は、早期援助団体による支援の状況について認知した場合において、必要があると認めるときは、被害者情報を提供した警察署長等に対し、当該支援の状況を通知すること。

(3) 警察署長等は、前記(1)の規定による照会を行ったとき、又は前記(2)の規定による通知により支援状況を把握したときは、被害者情報提供簿によりその状況を明らかにしておくこと。

## 5 他団体への被害者情報の提供

警察署長等は、早期援助団体から前記3の(4)の規定により提供を受けた被害者情報について、当該被害者等に対する支援を行うに当たり、他の関係機関・団体等に対し提供する必要がある旨の申出を受けたときは、警務課長と協議の上、当該提供の可否について検討し、速やかに当該早期援助団体に対し、その結果を回答するものとする。

## 6 留意事項

(1) 警察署長等は、早期援助団体による支援の必要性を判断するに際して、必要があるときは、事前に警務課長と協議すること。

(2) 警察署長等は、被害者支援を実施するときは、早期援助団体と適宜、適切な連携に努めること。

(3) 警察署長等は、被害者等が他の都道府県の早期援助団体の支援を求めるときは、警務課長を通じて速やかに当該他の都道府県警察の被害者支援を担当する所属の長と連携し、適切な対応に努めること。

(4) 警察署長等は、早期援助団体の行う活動に関する要望、意見又は苦情を認知したときは、速やかに警務課長に通報すること。

(5) 警察署長等は、同意書及び被害者情報提供簿を被害者連絡経過票（被害者支援実施要領第8の2の(1)に規定する被害者連絡経過票をいう。）とともに保管し、情報提供

の経緯を明らかにしておくこと。